

**【申請に必要な書類】**

1. 許可申請書
2. 念書 \*実印で押印、印鑑証明書添付
3. 委任状
4. 3階建て建築物の概要 \*三階建ての場合に必要
5. 付近見取図・・・1/2500 申請地朱書
6. 配置図・・・1/500 以上
7. 求積図・・・都市計画施設内外の敷地面積・建築面積及び延べ床面積を求積
8. 平面図・・・1/200 以上
9. 立面図・・・1/200 以上
10. 断面図・・・1/200 以上 2面以上
11. 矩計図・・・1/30～1/50 \*鉄骨または三階建ての場合について必要
12. 都市計画道路境界明示図

**【注意事項】**

配置図、平面図、立面図、断面図については都市計画道路明示線を朱線で記入すること

正・副

許 可 申 請 書

年 月 日

撰津市長 様

申請者 住所

氏名

(電話番号： - - )

都市計画法第53条第1項の規定による許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1	建築物の敷地の所在 及び地番		
2	建築物の構造 及び階数		
3	新築、増築、改築又は 移転の別		
4	敷地面積	建築面積	延べ床面積
	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )

\* 許 可 証 欄

撰建築 第 号  
年 月 日

この申請は次の条件を付けて許可します。

撰津市長 森 山 一 正

(条件)

本申請の建築物を売る場合は、あらかじめ買主に対し、都市計画事業の施行の際は、当該物件を撤去又は移転しなければならないことがある旨十分説明すること。

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、撰津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、撰津市を被告として(訴訟において撰津市を代表する者は撰津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

\* 受付欄

- 注) 1. 申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。  
2. \*印欄は、記入しないこと。  
3. 4欄の(m<sup>2</sup>)については、都市施設の区域または市街化開発事業の施行区域内にかかる面積を記入すること。  
4. 本許可を受けた後、本書写しを添付のうえ、建築確認申請を行ってください。

念 書

摂津市長 様

年 月 日付け摂建築第 号の都市計画法第53条第1項の規定による許可（以下「本件許可」といいます。）に基づく下記許可条件は、これを誠実に履行いたします。

許可条件

1. 都市計画事業を施行する際には、速やかに当該物件の撤去・移転を行うこと。
2. 本申請建築物を第三者に譲渡する場合等は、譲渡を受ける者が許可条件を引継ぐこと。
3. 上記1及び2が遵守されないことにより市が損害を被った場合は、本件許可を得た申請者が、市に対し、損害を賠償する責任を負うこと。

年 月 日

住 所

氏 名

⑩

※ 印鑑は実印を使用し、印鑑証明書を添付すること。

# 委任状

住所

私儀 氏名 ① を代理人

TEL ( )

と定め下記に関する権限を委任致します。

記

(委任事項)

都市計画法 第53条の許可申請及び届出の申請手続き・訂正・受領の件

年 月 日

住所

氏名 ①

(注) 委任事項を破棄した場合は必ず文書で届けること。  
委任者の印は申請者の印と同じであること。

### 3階建て建築物の概要

○区域内の建築物について記入すること。(区域以外は記入不要)

(1) 建築工事費予定額

[万円]

※建築工事費予定額は、建築設備費を含んだ額を記入すること。

(2) 建築面積

[m<sup>2</sup>]

(3) 延べ床面積

[m<sup>2</sup>]

(4) 建築物の主要な部分の仕上げ

(仕上げ表等が別途あり、下記の内容が分かる場合は記入不要)

外部仕上げ材	屋根	
	外壁	

内部仕上げ材		床	壁	天井
	1階の主要な部屋			
	2階の主要な部屋			
	3階の主要な部屋			

※主要な部屋とは、その階で最も面積の大きい部屋をいう。

○矩形図(1/30~1/50程度)を添付すること。

○この様式は3階建ての建築物のみ記入すること。